（重要な会計方針の注記）

第八条の二　会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］棚卸資産の評価基準及び評価方法

［三～十　略］

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［略］

二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

［号の細分を削る。］

ニ　ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三　金融商品（前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。）の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ　時価で貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ　時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1)　貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2)　貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3)　貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ　イ(2)若しくは(3)又はロ(2)若しくは(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(2)　時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由

ニ　イ(3)の規定により注記した金融商品の場合には、次の(1)から(5)までに掲げる事項

(1)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットに関する定量的情報

(2)　当該金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(3)　レベル三に分類された金融商品の時価についての評価の過程に関する説明

(4)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットの変化によつて貸借対照表日における時価が著しく変動する場合における当該時価に対する影響に関する説明

(5)　時価の算定に用いた重要な観察できない時価の算定に係るインプットと他の重要な観察できない時価の算定に係るインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び時価に対する影響に関する説明

（重要な会計方針の注記）

第八条の二　［同上］

一　［同上］

二　たな卸資産の評価基準及び評価方法

［三～十　同上］

（金融商品に関する注記）

第八条の六の二　金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法

ホ　ロからニまでに掲げる事項に関する説明

［号を加える。］